

国官総第215号の2
平成13年3月30日

海上保安庁長官 殿

国土交通大臣 扇 千景

平成13年度に海上保安庁が達成すべき目標について

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、平成13年度において海上保安庁が達成すべき目標を次のとおり定めたので、通知する。

・海上保安庁が達成すべき目標の設定に当たって

中央省庁等改革基本法においては、各府省が行う評価として「政策評価」及び「実施庁の実績評価」が規定されているところである。海上保安庁は、主に政策の実施を担う庁と位置づけられているものの、政策の企画及び立案を行う行政機関でもあり、「政策評価」、「実施庁の実績評価」ともにその対象となる機関である。

本件は、業務の実施に係る目標を設定するものであり、目標の達成状況については、原則毎年度の評価を行い、速やかに公表されるものである。

・海上保安庁が達成すべき目標

1．海上の治安の確保に関する的確な監視、取締り及び警備について

海上の治安の確保に関し、的確な監視、取締り及び警備を行うため、我が国の管轄海域の確定を行う。

[具体的な目標]

- ・200海里を超えて大陸棚が延びる可能性のある60海域について6年以内に第1次調査等を終える。
- ・上記海域のうち重要40海域について3年以内に海底地形図をデジタル化する。

2．海難に際しての早期情報入手について

海難に際しては、常に即応体制を整えるとともに、情報の早期入手を図る。

[具体的な目標]

- ・ 距岸 20 海里未満で発生した海難について、118 番の定着、GMDSS の適正使用の指導、啓発等を行うことにより発生から 2 時間以内に海難を関知する割合が 5 年以内に 80 % 以上となることを目指す。

3 . 海上交通の安全の確保等に関する指導等並びに情報の的確な収集及び提供について
海上交通の安全の確保等に関し、的確な指導等を行うとともに、海難防止思想及び海洋環境保全思想の幅広い普及を図る。

[具体的な目標]

- ・ 関係機関と連携し、モーターボートに係る救命胴衣着用率を 5 年以内に 50 % 以上となることを目指す。
- ・ リアルタイム海況情報を充実させるため、相模湾における地域海流情報の提供に向けて観測機器を整備し、観測を開始する。

4 . 的確な海象の観測、計画的な海図等の整備について
海象の観測を的確に行うとともに、水路図誌を計画的に整備する。

[具体的な目標]

- ・ 海図を約 400 図及び水路書誌を 20 版新改版する。
- ・ 海域に分布する断層及び海底火山についての調査を 5 箇所で行う。